

○申請用紙等頒布使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）の会員の業務能率の向上を図ることを目的とする。

(申請用紙等の頒布と使用)

第2条 本会は前条の目的を達成するため、会員の業務上必要な申請用紙等を調製し、会員に頒布し、会員はこれを使用することができる。

(申請用紙等ならびにその頒布価額の制定改廃の理事会等への委任)

第3条 申請用紙等の制定改廃及びその頒布価額の制定改定は本会の理事会に諮り決定する。

(申請書などの不法流布の禁止)

第4条 会員は本会の作成した申請用紙等を会員以外の者に使用させてはならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。